

○工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等

昭和53年12月8日

長崎県告示第975号

**改正** 昭和58年10月14日告示第975号

昭和63年11月8日告示第1004号

平成3年6月29日告示第621号

平成11年2月26日告示第166号

平成12年2月25日告示第227号

平成13年3月30日告示第463号

平成14年3月29日告示第407号

平成15年2月21日告示第177号

平成16年2月20日告示第275号

平成18年1月27日告示第111号

平成18年12月15日告示第1206号

平成24年10月23日告示第906号

平成25年4月12日告示第482号

平成30年8月21日告示第585号

令和2年10月16日告示第670号

令和3年8月24日告示第593号

令和5年3月17日告示第197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格の定め（昭和49年長崎県告示第2241号）は、廃止する。

第1 工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。

1 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者

- (2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を限度として知事が定める期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けていない者
  - (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者
  - (5) 法第27条の29の規定による総合評定値（法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の営業年度の決算日（以下「審査基準日」という。）が、入札参加を希望する年度（以下「入札参加希望年度」という。）の前々年度の7月1日からの入札参加希望年度の前年度の6月30日までの間にあるもの（以下「対象期間」という。）をいう。）の請求を行っていない者
  - (6) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
  - (7) (5)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者
  - (8) 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第10条第2号により入札参加資格を取消された者で、当該取消の日から1年を経過しない者
- 2 格付けに係る資格審査の方法  
別に定める基準及び方法により格付けを行うものとする。
  - 3 入札参加資格申請の方法  
入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
    - (1) 長崎県建設工事入札参加資格審査申請書（県内建設業者以外の建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあっては一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事））
    - (2) 建設業許可証明書
    - (3) 営業所一覧表（県外建設業者の場合に限る。）
    - (4) 総合評定値請求書（写）若しくは対象期間を審査基準日とした総合評定値通知書（写）
    - (5) 1(6)に該当しないことを証する書面
    - (6) その他別に定める書類
  - 4 資格審査の申請時期
    - (1) 県内建設業者 入札参加希望年度の前年度の10月から11月中で別に定める期間
    - (2) 県外建設業者 入札参加希望年度の前年度の11月から12月中で別に定める期間
  - 5 資格の有効期間

- (1) 県内建設業者 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間
- (2) 県外建設業者 定期（2年に1回資格審査を行うことをいう。）の年度に申請した者は、当該年度の翌年度の4月1日から2年間

## 6 随時の資格審査

5に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌々月の初日からとする。

第2 工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。

### 1 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を限度として知事が定める期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 営業に関し、法律上必要となる要件を満たさない者
- (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 長崎県税並びに消費税又は地方消費税の未納がある者
- (6) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く。）
- (7) 7(3)により入札参加資格を取消された者で、当該取消の日から1年を経過しない者

### 2 入札参加資格申請の方法

入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- (2) 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
- (3) 技術者経歴書
- (4) 1(5)に該当しないことを証する書面
- (5) 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類
- (6) 1(6)に該当しないことを証する書面
- (7) その他別に定める書類

### 3 資格審査の申請時期

入札参加希望年度の前年度の11月から12月中で別に定める期間

#### 4 資格の有効期間

定期の年度に申請した者は、当該年度の翌年度の4月1日から2年間

#### 5 変更届

入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった時は、遅滞なく、変更届を提出しなければならない。なお、関係法令上、変更の必要があるにもかかわらず、変更届が提出されていない場合も、遅滞なく、提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称（本店及び委任を受けた営業所）
- (2) 代表者の役職名又は氏名
- (3) 受任者の役職名又は氏名
- (4) 所在地又は郵便番号（本店及び委任を受けた営業所）
- (5) 電話番号又はファックス番号（本店及び委任を受けた営業所）
- (6) 技術者数
- (7) 業種（追加又は削除したもの）
- (8) 受任営業所（追加又は削除したもの）
- (9) 法令及び登録規程上の登録年月日

#### 6 資格の喪失（及び辞退）届

入札参加資格者のうち、資格審査の有効期間が終了していないものが次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく入札参加資格喪失（及び辞退）届を提出しなければならない。

- (1) 関係法令に基づく廃業等を届け出た場合 当該届けを提出すべき者
- (2) 1の各号のいずれかに該当することとなった場合 入札参加資格者
- (3) 自己都合等により入札参加資格を辞退する場合 入札参加資格者

#### 7 資格の取消し

入札参加資格者が、次のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 故意に変更届を提出せず入札参加資格を有しないと認識しながら入札に参加したとき。
- (2) 6(1)又は(2)に該当することとなった場合で届出がないとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により入札参加資格者となったとき。

## 8 随時の資格審査

4に規定する有効期間内の時期に限り、随時の資格審査申請を行うことができる。この場合における資格の有効期間の始期は、随時の資格審査申請を行った月の翌々月の初日からとする。

### 附 則（昭和58年告示第975号）

この告示による資格の有効期間は昭和58年度から適用する。

### 改正文（昭和63年告示第1004号）抄

昭和63年10月1日から適用する。

### 改正文（平成3年告示第621号）抄

平成3年7月1日から適用する。

### 改正文（平成11年告示第166号）抄

平成11年3月1日から適用する。

### 改正文（平成12年告示第227号）抄

平成12年4月1日から適用する。

### 改正文（平成13年告示第463号）抄

平成13年4月1日から適用する。

### 改正文（平成14年告示第407号）抄

平成14年4月1日から適用する。

### 改正文（平成15年告示第177号）抄

平成15年4月1日から適用する。

### 改正文（平成16年告示第275号）抄

平成16年3月1日から適用する。ただし、第1の第2号及び別表の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

### 改正文（平成18年告示第111号）抄

平成18年2月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(4)、第2号、第3号の(4)及び(別表)の改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

### 改正文（平成18年告示第1206号）抄

平成19年1月4日から適用する。

### 前 文（平成24年10月23日告示第906号）抄

平成24年11月1日から適用する。ただし、第1の第1号の(6)については、平成26年4月1日から適用する。なお、第1の第5号の(2)に定める定期の年度である平成24年度に申請した者について、

第1の第1号の(6)に該当する場合には、その者の入札参加資格を取り消すこととする。

**前 文**（平成25年4月12日告示第482号）抄

平成25年5月1日から適用する。

**前 文**（平成30年8月21日告示第585号）抄

平成31年4月1日から適用する。

**改正文**（令和2年10月16日告示第670号）抄

令和2年10月16日から適用する。

**改正文**（令和3年8月24日告示第593号）抄

令和3年8月24日から適用する。

**改正文**（令和5年3月17日告示第197号）抄

令和5年4月1日から適用する。